

議案第 23 号

山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

山陽小野田市職員の退職手当に関する条例（平成 17 年山陽小野田市条例第
52 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 10 項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) その者が市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第 24 条第 1
項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項各号に掲げる者
に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が
同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業
安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 4 項に規定する職業指導
を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由によ
り就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者
に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定
する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4
条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第 10 条第 11 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第 14
項を次のように改める。

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

附則に次の1項を加える。

23 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」

とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第10条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（山陽小野田市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

山陽小野田市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) <u>その者が市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合</u></p> <p>(2) <u>その者が次のいずれかに該当する場合</u></p> <p>ア <u>特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準</u></p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) <u>削除</u></p> <p>(2) <u>その者が市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合</u></p>

に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法
(昭和22年法律第141号)第4条第4項に規定する
職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で
定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24
条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則
で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導
基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定
法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当で
あると認めたもの

(3)・(4) (略)

1 1 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるものの
ほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受け
ることができる者で次の各号の規定に該当するものに対して
は、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇
用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、
就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従
い支給する。

(3)・(4) (略)

1 1 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるものの
ほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受け
ることができる者で次の各号の規定に該当するものに対して
は、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇
用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、
就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従
い支給する。

<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>安定した職業</u>に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>12・13 (略)</p> <p>14 <u>第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u></p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>職業</u>に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>12・13 (略)</p> <p>14 <u>第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u></p> <p>(2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u></p>
---	--

15～17 (略)

附 則

1～22 (略)

23 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則

15～17 (略)

附 則

1～22 (略)

で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に 居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。